

優良鉄筋継手部検査会社認定実施細則

2008年9月25日 制定
<中略・改正記録表記載>
2016年11月24日 改正
2018年9月27日 改正

1. 目的

本実施細則は、優良鉄筋継手部検査会社認定規定（以下、「規定」という。）に基づき、優良鉄筋継手部検査会社（以下、「優良検査会社」という。）を認定する当該規定を補足する事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本実施細則は、優良検査会社の認定等に関する事項に適用する。

3. 認定申請の要件

優良検査会社の認定を申請する検査会社（以下、「申請会社」という。）は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 事業の目的に鉄筋継手の非破壊検査を事業とすることが記載されている会社であること。
- (2) 事業者は、法律に基づく法人とし、法人登記後3年以上を経過し、かつ、直近の2年間について鉄筋継手の非破壊検査の業務実績があること。
- (3) 鉄筋継手管理技士が1名以上所属していること。
- (4) 鉄筋継手部検査技術者3種1名以上を含め、鉄筋継手部検査技術者が3名以上所属していること。
- (5) 検査の第三者性が担保されていること。
- (6) 本協会の正会員であること。ただし、会員外であっても、申請と同時に入会手続きを行う場合はこの限りでない。

4. 認定申請に必要な提出書類

申請会社は、表1に定める必要な提出書類等を正本1部、その写し2部を提出する。

表1 新規申請及び更新申請に必要な提出書類

書類の名称	作成上の注意事項
1) 優良鉄筋継手部検査会社認定申請書	優検-様式-01（申請書） ※申請者は、認定申請の要件を満たしていることを確認する。
2) 事業の概要	優検-様式-02（事業の概要） 会社概要が分かるパンフレット又は同様の書類

3) 登記簿謄本	発行日から3ヶ月以内のもの
4) 定款	最新のものの写し（制定していない場合は、提出不要）
5) 主要株主一覧	優検-様式-03（主要株主一覧） 持ち株構成比率を記入すること。 施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社と資金・資本の 関係が無いことを示す資料
6) 役員及び品質管理責任者の略 歴	役員及び品質管理責任者の略歴 役員は取締役及び執行役員であること。 品質管理責任者は会社の品質管理全般を管理する責任者であるこ と。
7) 系列・関連会社	優検-様式-04（系列・関連会社） 検査業務に際して、施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工 会社の影響力から独立していることを示す資料
8) 第三者性の誓約書	優検-様式-05（誓約書） ①検査業務に関して施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工 会社の影響力から独立していること、②施工者（元請）、鉄筋加工組 立会社及び継手施工会社と資金・資本関係が無いこと、③役員及び 品質管理責任者に、施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工 会社からの出向者や役員を兼務している者がいないこと、を誓約す る。
9) 外注管理に関する規定（外注 を行う場合）	外注を行う場合、外注先の第三者性を規定した外注管理に関する規 定が整備されていること。 ※鉄筋の検査において外注を行わない場合は、誓約書（書式自由） を提出すること。
10) 外注契約書（書式）	外注を行う場合は、契約条項で外注先に検査の第三者性を求めている こと。
11) 鉄筋継手部の検査実績	件名、設計・監理、施工者、工期を記載してあるものを過去1年分 ※新規申請の場合は、過去2年分とする。
12) 従業員、鉄筋継手管理技士 及び検査技術者等有資格者名 簿	優検-様式-06（従業員、鉄筋継手管理技士及び検査技術者等有資格 者名簿） 自社の従業員、鉄筋継手管理技士及び検査技術者等有資格者すべて を記載する。
13) 社内組織図	優検-様式-07（社内組織図） （品質管理体制に含まれる事業所を記入する） 部署名などには、必ず責任者氏名を記載する。
14) 品質マニュアル	改訂履歴の分かるもの
15) 品質目標	年度ごとに制定され、最新のもの
16) 品質管理者の役割について の規定	品質管理者の役割について定められた規定 品質管理者は鉄筋継手管理技士であり、会社における検査の品質を 管理する責任者であること。
17) 倫理に関する規定（倫理要 綱）	検査業務の倫理について倫理に関する規定（倫理要綱）が定められ ているもの
18) 検査要領書	自社の標準検査要領書（協会発行の各継手部検査要領書に準拠し、 継手工法ごとに整備しているもの）

19) 検査作業標準	自社の検査作業標準（継手工法ごとに整備しているもの）
20) 検査機器等の管理に関する規定	自社の検査に使用する機器等の管理について規定していること。
21) 検査機器等の点検・校正記録	検査機器等の定期点検、日常点検、機器名称、台数、校正・整備状況、整備者等を記載した一覧
22) 検査記録の管理に関する規定	検査記録の管理に関する規定
23) 検査報告書	自社の検査報告書様式
24) 不具合の是正措置に関する規定	不具合の是正措置に関する規定
25) 不具合の措置報告書	自社の不具合報告書の様式
26) 教育訓練に関する規定	検査技術者すべてを対象にしたもの

5. 現地審査時に確認する書類

申請会社は、現地審査時に審査員が閲覧して確認する書類として表2に定める必要な書類を準備する。

表2 現地審査時に確認する書類

書類の名称	注意及び審査事項	審査対象とする時期及び期間	
		新規	更新
1) 雇用保険事業主控え	所属する従業員について雇用保険事業主控えを準備する。	審査時	審査時
2) 健康保険証控え	所属する従業員について健康保険証控えを準備する。		
3) 年金機構控え	所属する従業員について年金機構控えを準備する。		
4) 出勤簿	所属する従業員の常勤がわかる資料（出勤簿、タイムカード等）。		
5) 適格性証明書	所属する資格者の適格性証明書の控え（複写等）。		
6) 専属下請契約書	専属下請契約を個人と締結したもの（専属下請がある場合）。		
7) 外注契約書（外注を行う場合）	外注先と交わした契約書	前年度の初めから審査時	審査時の3年前の年度初めから審査時
8) 外注検査台帳（外注を行う場合）	外注した検査の台帳を準備する。		
9) 検査機器等の管理台帳	検査に使用している機器名称、台数、購入日等が記載されたもの		
10) 検査記録	検査記録の管理に関する規定に基づいて保管されているすべての検査記録		
11) 鉄筋継手に関する検査報告書等	検査記録の管理に関する規定に基づいて保管されている鉄筋継手に関するすべての検査報告書及び台帳		

12) 不具合の是正措置報告書	不具合の是正措置に関する規定に基づいて保管されている不具合の是正措置報告書		
13) 教育訓練の実施記録	品質管理に関する教育訓練の実施記録、年間の教育訓練の実施記録、倫理に関する教育訓練の実施記録		

6. 申請期間及び審査期間

- (1) 申請期間は、毎年、11月1日から12月20日までとする。
- (2) 審査は、毎年1月から3月までとする。

7. 審査方法

- (1) 優良会社認定委員会（以下、「委員会」という）は、現地審査の日程を事前に申請会社に通知する。
- (2) 現地審査は、事務所審査とする。
- (3) 審査員は、申請会社に出向き事務所審査を行う。事務所審査は、表1、2の書類及び記録に基づいて、審査項目に対して審査基準のいずれに該当するかを確認する。

8. 評価点

審査項目の審査内容に対する評価は、次のとおりとし、審査基準に定める。

- 1) 検査の第三者性については、評価点（2点、0点）による。
- 2) 検査体制については、評価点（7点、5点、4点、3点、2点、0点、－）による。
- 3) 品質管理体制については、評価点（4点、2点、0点、－）による。
- 4) 品質管理能力については、評価点（4点、2点、－）による。
評価－は、評価点なしとし審査対象から除外することを意味する。

9. 審査基準

(1) 検査の第三者性、(2) 検査体制、(3) 品質管理体制及び(4) 品質管理能力の各審査項目に対する審査内容及び審査基準は次のとおりとする。

(1) 検査の第三者性

審査内容		審査基準
I. 自社の第三者性	①検査業務に際して、施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社の影響力から独立していること。	・独立している：2点 ・独立していない：0点
	②施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社と資金・資本関係が無いこと。	・資金・資本関係がない：2点 ・資金・資本関係がある：0点
	③役員及び品質管理責任者に、施工者（元請）、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社からの出向者や役員を兼務している者がいないこと。	・出向者や役員を兼務する者がいない：2点 ・出向者や役員を兼務する者がいる：0点
II. 外注先の第三者性	④外注を行う場合、外注先に検査の第三者性を規定した外注管理に関する規定が整備されていること。また、外注	・検査の第三者性を規定、契約条項に記載している：2点

	を行う場合は、契約条項で外注先に検査の第三者性を求めていること。	・検査の第三者性を規定、契約条項に記載していない：0点 ※外注を行っていない場合、誓約書があれば2点とする。
--	----------------------------------	---

(2) 検査体制

	審査内容	審査基準
I. 品質管理者及び検査技術者	①品質管理者として鉄筋継手管理技士の所属者数が1名以上	・2名以上の所属：4点 ・1名以上の所属：2点 ・所属していない：0点
	②鉄筋継手部検査技術者3種1名以上を含む、鉄筋継手部検査技術者の所属者数が3名以上	・15名以上の所属：7点 ・10名以上の所属：5点 ・7名以上の所属：3点 ・3名以上の所属：2点 ・2名以下の所属：0点
II. 社会保険	③所属する技量資格者（専属下請を含む）が、雇用保険、健康保険、年金保険の社会保険に加入していること。専属下請の場合、雇用保険は除く。	・全て加入している：2点 ・加入していない者がいる：1点 ・加入していない：0点

(3) 品質管理体制

	審査内容	審査基準
I. 品質マニュアル	①品質マニュアルが適時改訂され整備されている。必要な技術的又は管理的な手順等を記載している。なお別途定めた手順書等を引用する場合は、概要を記述し、「詳細は当該手順書等を参照」と記載されていること。 1)鉄筋継手部検査を対象にしていること。 2)検査は外観検査及び超音波探傷検査であること。	・品質マニュアルが適時改訂され整備されている：4点 ・定められているが、一部に不備がある：2点 ・定められていない：0点
	②品質目標が整備されていること。	・整備されている：1点 ・整備されていない：-
	③品質管理に関する組織体制図において、次の責任者の役割が明確に定められていること。なお、兼務については問わない。 1)品質管理責任者 2)品質管理者（鉄筋継手管理技士） 3)検査技術者（鉄筋継手部検査技術者） 4)機器管理責任者 5)検査記録管理責任者	・品質管理に関する組織体制図が定められ、責任者の役割が明確に定められている：2点 ・定められているが、一部に不備がある：1点 ・品質管理に関する組織体制図、責任者の役割が明確に定められていない：0点
	④品質管理者の役割について以下の項目が規定されている。 1)要領書及び報告書の作成に関与していること。 2)不具合の是正措置に関与していること。 3)検査技術者の教育に関与していること。	・品質管理者の役割について1)～3)が規定されている：2点 ・役割について一部に不備がある：1点 ・定められていない：0点

	<p>⑤品質管理者の役割について規定に基づき以下の項目が実施されている。</p> <p>1) 要領書及び報告書の作成に関与していること。</p> <p>2) 不具合の是正措置に関与していること。</p> <p>3) 検査技術者の教育に関与していること。</p> <p>※各整備項目における品質管理者の署名又は印章を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理者の役割について規定にもとづき 1)～3)が実施されている：2点 ・1)～3)の二項目は実施されている：1点 ・実施されていない。または 1)～3)の一項目のみ実施されている：0点
	<p>⑥倫理に関する規定又は倫理要綱に以下の項目が定められている。</p> <p>1) 法令、検査要領書等に基づく公正な検査の実施</p> <p>2) 契約文書等に倫理に係る事項の記載</p> <p>3) 検査業務に関する偽造、捏造等の不正な行為の禁止</p> <p>4) 検査業務に関する守秘義務（法令等に基づく開示請求等がある場合を除く）</p> <p>5) 検査業務にかかる便宜供与の禁止</p> <p>6) 倫理に関する規定（倫理要綱）に違反した場合の罰則の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理に関する規定（倫理要綱）が定められている：2点 ・定められているが一部に不備がある：1点 ・定められていない：0点
II. 検査要領書	<p>⑦検査要領が協会発行の「鉄筋継手工事標準仕様書（2017年）」に準拠し、継手工法ごとに整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備されている：4点 ・定められているが、一部に不備がある：2点 ・整備されていない：0点
	<p>⑧工事ごとの検査要領書が保管され、検索ができること。</p> <p>※電子データも認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管され、検索できる：2点 ・一部保管されていない、一部検索できない。：1点 ・保管されていない、検索ができない。：0点
III. 検査作業標準	<p>⑨検査作業標準が継手工法ごとに整備されていること。</p> <p>※検査作業標準は検査技術者が検査要領書の内容を適切に実施するために、作業の方法を解説した文書である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備されている：4点 ・一部に不備がある：2点 ・整備されていない：0点
IV. 検査機器等の管理	<p>⑩検査機器等の管理に関する規定に以下の項目が定められていること。</p> <p>1) 機器管理責任者が月次点検、校正について関与すること。</p> <p>2) 整備点検の対象とする機器等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超音波探傷装置 ・外観検査用器具 <p>3) 月次点検</p> <p>4) 校正が必要な機器の点検方法（内容）。</p> <p>※月次点検とは機器管理責任者が日常点検の記録を確認する点検をいう。</p> <p>※点検・校正記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定められている：4点 ・定められているが、一部に不備がある：2点 ・定められていない：0点
	<p>⑪検査機器等の管理台帳が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備されている：2点

	<p>1) 月次点検 2) 校正</p> <p>※校正とは JIS Z 2352 (汎用探傷器)、JIS Z 3062 (専用探傷器) に基づく点検 (年 1 回以上) をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に不備がある：1 点 ・整備されていない：0 点
	<p>⑫日常点検が実施され、記録が保管されていること。 ※日常点検とは検査業務の前に実施する点検という。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管されている：2 点 ・保管されていない：0 点
V. 検査報告書等	<p>⑬検査記録の管理に関する規定が整備されていること。 ※⑦の継手工法に基づいて整備されていること。</p> <p>1) 検査記録管理責任者の役割が定められている。 2) 検査記録 (実際に行った野帳や生データ、仮報告書など) の保管方法が定められている。 3) 検査報告書 (提出する報告書) の保管方法が定められている。 ※保管方法として電子データも認める。電子データの場合は、PC 画面等で確認を行う。 4) 検査記録及び検査報告書の保管期間が定められている。 ※検査記録及び検査報告書の保管を規定に 3 年以上と記述する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備されている：4 点 ・定められているが、一部に不備がある：2 点 ・整備されていない：0 点
	<p>⑭工事台帳が整備され工事ごとの検査内容 (工法別) が識別できること (電子データも認める)。 例) 目次で一覧が整理されている。工事ごとの検査記録が検索できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・識別されている：2 点 ・識別されていない：1 点
	<p>⑮検査記録が検査記録の管理に関する規定に基づき保管されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管されている：2 点 ・保管されていない：0 点
	<p>⑯検査報告書が検査記録に基づき適切に作成されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に作成されている：2 点 ・適切に作成されていない：0 点
	<p>⑰検査報告書が検査記録の管理に関する規定に基づき保管されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管されている：2 点 ・保管されていない：0 点
VI. 不具合発生時の措置	<p>⑱不具合の是正措置に関する規定に以下の項目が定められていること。</p> <p>1) 不具合の内容ごとの是正措置方法が定められている。 2) 不具合が発生した場合の社内報告ルートが定められている。</p> <p>※不具合の是正措置報告書の 3 年以上の保管を規定に記述すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定められている：2 点 ・定められているが、一部に不備がある：1 点 ・定められていない：0 点
	<p>⑲不具合の是正措置報告書が規定に基づき保管されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管されている：2 点 ・保管されていない：1 点 <p>※規定があり、不具合が発生していない場合は、2 点とする。</p>
VII. 教育訓練	<p>⑳教育訓練に関する規定が定められていること。 ・年間教育の教育訓練の実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定められている：2 点 ・定められているが、一部に不備がある：1 点

	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理に関する教育 倫理に関する教育 ※上記の教育訓練は、年一回以上実施する。 ※教育訓練の実施記録の3年以上の保管を規定に記述すること。	備がある：1点 ・定められていない：0点
	②教育訓練に関する規定に基づき、「年間の教育訓練、品質管理に関する教育、倫理に関する教育」の実施記録（出席者の自筆サインや講習風景写真など）が保管されていること。	・保管されている：2点 ・保管されていない：0点

(4) 品質管理能力

審査内容		審査基準
I. 経営者（役員）又は品質管理責任者への面接審査 （現地確認事項） ※役員とは4. 認定申請に必要な提出書類の6) 略歴の該当者をいう。	検査会社の経営者又は品質管理責任者に、次の点の説明を受けることにより、検査の第三者性及び品質管理への熱意と意欲に関して判断し、品質管理能力（信頼度等）を評価する。 ①検査の第三者性 ②品質管理の目的 ③品質目標 ④品質管理において特に努力している点 ⑤不具合発生に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤について、明解な説明を受けた：4点 説明が、自社の品質マニュアルとの間に齟齬がある：2点 説明が不十分である：0点
II. 品質管理者への面接審査 （現地確認事項）	審査員が品質管理者から、次の説明を受けることにより、品質管理に関する周知の状況を判断し、品質管理者の品質管理能力（信頼度等）を評価する。 ①要領書及び報告書の作成に関与していること ②不具合の是正措置に関与していること ③検査技術者の教育に関与していること	<ul style="list-style-type: none"> ①～③について、明確な説明を受けた：4点 説明の一部に、齟齬がある：2点 説明が不十分である：0点

10. 審査記録

- (1) 審査員は、「優良鉄筋継手部検査会社審査記録」（以下、「審査記録」という。）（優検-様式-08）に、審査の結果を記録する。
- (2) 審査記録は、申請者及び審査員の双方が確認して、その写し1部を申請会社に渡す。

11. 是正

- (1) 申請会社は、審査記録に指摘事項のある審査項目については是正しなければならない。
- (2) 是正を行った場合は、是正された書類に追加、修正及び削除を行った箇所をマーカーペン等によって示し、追加、修正及び削除を行ったページが確認できるように付箋を入れて提出する。
- (3) 申請会社は、是正内容の通知を受けた日の翌日より2週間以内に、是正された書

類を協会に提出しなければならない。なお、審査時の是正は、1回を限度とする。
(4) 是正が不十分な場合は、認定に至らない。

12. 評価

- (1) 委員会は、審査員が申請会社提出書類及び現地審査に基づき作成した、優良鉄筋継手部検査会社審査記録及び是正された書類に基づき作成した審査報告書の評価を行う。
- (2) 評価において、委員会は申請会社が以下を満足する場合に「認定可」とする。
- 1) 「(1) 検査の第三者性」の各評価点すべてが「2点」であること。
 - 2) 「(2) 検査体制」の各評価点すべてが「2点」以上であること。
 - 3) 「(3) 品質管理体制」の各評価点及び加点の合計が51点満点中40点以上であること。
 - 4) 「(4) 品質管理能力」の各評価点の合計が「4点」以上であること。
 - 5) 評価点に0点がないこと。
 - 6) 総合の評価点が80点満点中60点以上であること。

13. 実施細則の改正又は廃止

本実施細則の改正又は廃止は、委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. 本実施細則は、2018年9月27日に改正し、同日より施行する。

<別添様式>

- 優検-様式-01 優良鉄筋継手部検査会社認定申請書
- 優検-様式-02 事業の概要
- 優検-様式-03 主要株主一覧
- 優検-様式-04 系列・関連会社
- 優検-様式-05 誓約書
- 優検-様式-06 従業員及び検査技術者等有資格者名簿
- 優検-様式-07 社内組織図
- 優検-様式-08 優良鉄筋継手部検査会社審査記録

改正記録表

改正No.	年月日	作成	審査	承認	改正内容
R0	平成 20 年 9 月 25 日	委員会	管理委員会	理事会	制定
R1	平成 21 年 9 月 17 日	委員会	管理委員会	理事会	現地調査実施等
R2	平成 22 年 9 月 15 日	委員会	管理委員会	理事会	規則改正に伴う改定
R3	平成 23 年 9 月 22 日	委員会	管理委員会	理事会	見直しに伴う改定
R4	平成 25 年 7 月 25 日	委員会	管理委員会	理事会	他の優良会社認定制度との整合に伴う改定
R5	平成 26 年 9 月 18 日	委員会	管理委員会	理事会	審査内容の追加
R6	平成 28 年 11 月 24 日	委員会	管理委員会	理事会	審査内容の補足
R7	平成 30 年 9 月 27 日	委員会		理事会	審査内容の見直し

委員会：優良会社認定委員会

＜以下、空白＞